

うるま市監査委員告示第5号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に対する改善措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通

知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月29日

うるま市監査委員

安慶名 忠信



うるま市監査委員

沢紙 孝盛



うるま市監査委員

伊波 良明



令和元年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：平成30年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
1. 補助金交付団体（負担金支出団体含む）			
(1) うるま市自治公民館連絡協議会			
○是正すべき事項等			
	<p>・会則の基準を上回る燃料代と交通費が支給されている。事業の執行に必要であるならば説明責任の観点から支給基準は規程で明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>基準どおりの額を支給するよう指導し、改善されている。</p>	
	<p>・現金出納簿と預金残高を比較したところ、立替払が多く見受けられた。消耗品等の事務費も年度末にまとめて精算を行っているが領収書が無く購入内容の確認ができなかった。小口現金等を活用し立替払を極力減らし、事務処理は先送りせずに適切に予算執行管理、帳簿整理に務められたい。</p>	<p>建て替え払いをやめ、領収書の貼付を指導し、改善。</p>	生涯学習文化 振興センター
	<p>・役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。</p>	<p>改善を検討したが事務要員が毎年変わるという現下の態勢では困難であるとの見解。現在の態勢で改善が可能か引き続き指導する。</p>	
	<p>・担当課による補助金交付事業の成果検証がなされていない。実績報告書による用途の確認だけでなく、補助金交付事業の評価を行い、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのかを検証することが必要である。</p>	<p>研修に参加した全員から研修報告書の提出を指導。確認した。ほかに数値として確認できるものとしては、沖公連、九州大会における参加者が直近3年間において県内市町村で最大人数となっている。参加者数：H29年27人、H30年35人、H31年46人（中部111人中）</p>	

令和元年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：平成30年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	(2) うるま市青年連合会		
	○是正すべき事項等		
	<ul style="list-style-type: none"> 証憑書類が適切に整理されてなく、現金出納簿上の事業費の確認が出来ないものがあつた。また、事業収入について領収書の控え等による確認が出来ないものが見受けられた。口座振込などにより領収書の発行がないものについては収入票を作成し、現金出納簿との整合性を図ることが望ましい。 	<p>経理に関して説明会を実施し、各団体の指摘事項を提示し、是正するよう、指導を行う。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 会則にない事務局次長が設定されており、明確に位置づける必要がある。 	<p>会則と整合性を取るよう、指導を行う。</p>	<p>生涯学習 スポーツ振興課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 担当課による補助金交付事業の成果検証がなされていない。実績報告書による用途の確認だけでなく、補助金交付事業の評価を行い、補助金がどのように活用されどのような成果を得たのかを検証することが必要である。 	<p>実績報告に各事業の参加人数や活動の様子、団体としての成果、課題等を添付してもらい、補助目的との整合性と効果を検証する。</p>	

令和元年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について

(監査対象：平成30年度補助金交付団体及び指定管理団体)

項目	報告事項	講じた措置	担当課
	<p>(3) うるま市子ども会育成連絡協議会</p> <p>○是正すべき事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の二重支給が見受けられた。支払をその都度行うか、出欠簿により年間分をまとめるか等、支払方法を統一することで改善できるものと思料する。 ・領収書がなく支出内容が確認できないものや振込手数料を自腹で支払う等、細かな点において事務処理の粗さが見受けられる。適切な事務執行管理に務められたい。 ・「うるま市補助金制度に関する指針」における補助金交付基準では、補助団体の適格性について会計処理等が適切であることを筆頭にあげているが、現金出納簿と預金残高を比較したところ、大きく乖離しており現金の保管状況が適切でないことが伺える。現金預金管理方法や内部チェック体制の構築に務められたい。 ・役員手当、報酬にかかる所得税については、法人でない団体であっても源泉徴収すべきものであるので適切に対応されたい。 	<p>経理に関して説明会を実施し、各団体の指摘事項を提示し、是正するよう、指導を行う。</p> <p>経理に関して説明会を実施し、各団体の指摘事項を提示し、是正するよう、指導を行う。</p> <p>今後、決算の他、出納簿、通帳の写し、帳票書類のチェックを行うものとする。</p> <p>その他団体も含め、源泉徴収に関して行っていくよう指導を行う</p>	<p>生涯学習 スポーツ振興課</p>
2.	指定管理団体		
	<p>(1) 田場区公民館（田場学童クラブ指定管理業務）</p> <p>○是正すべき事項等</p> <p>是正を必要とする指摘事項なし</p>	—	